

問い合わせ情報処理規則

1. 目的

羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体（以下、「D滑走路JV」と言う。）および羽田空港山砂納入安全協議会（以下、「協議会」と言う。）は、羽田再拡張D滑走路建設工事の山砂運搬に係る問い合わせに対し、公正かつ迅速で透明性の高い解決を図ると共に、地域住民等に対する信頼を確保することを目的とする。

2. 組織

D滑走路JVおよび協議会は、「羽田空港山砂相談窓口」（以下、「窓口」と言う。）を設け、地域住民等からの問い合わせを受け付ける。

所在地 木更津市潮見4丁目18番8号

電話番号 0438-37-2211 FAX 0438-37-5511

3. 対象の範囲

対象の範囲は、羽田再拡張D滑走路建設工事の山砂運搬に係るもののうち、山砂採取場からストックヤードへの運搬及び仮置、岸壁における土砂運搬船への積込までとする。

4. 窓口の業務

窓口は、地域住民等からの問い合わせを受けた場合は、その事情を十分に聴取し、事実関係を調査・確認するとともに、必要に応じて関係機関・関係団体と連携、調整を図りつつその処理にあたる（別紙-1参照）。

5. 連絡会との連携

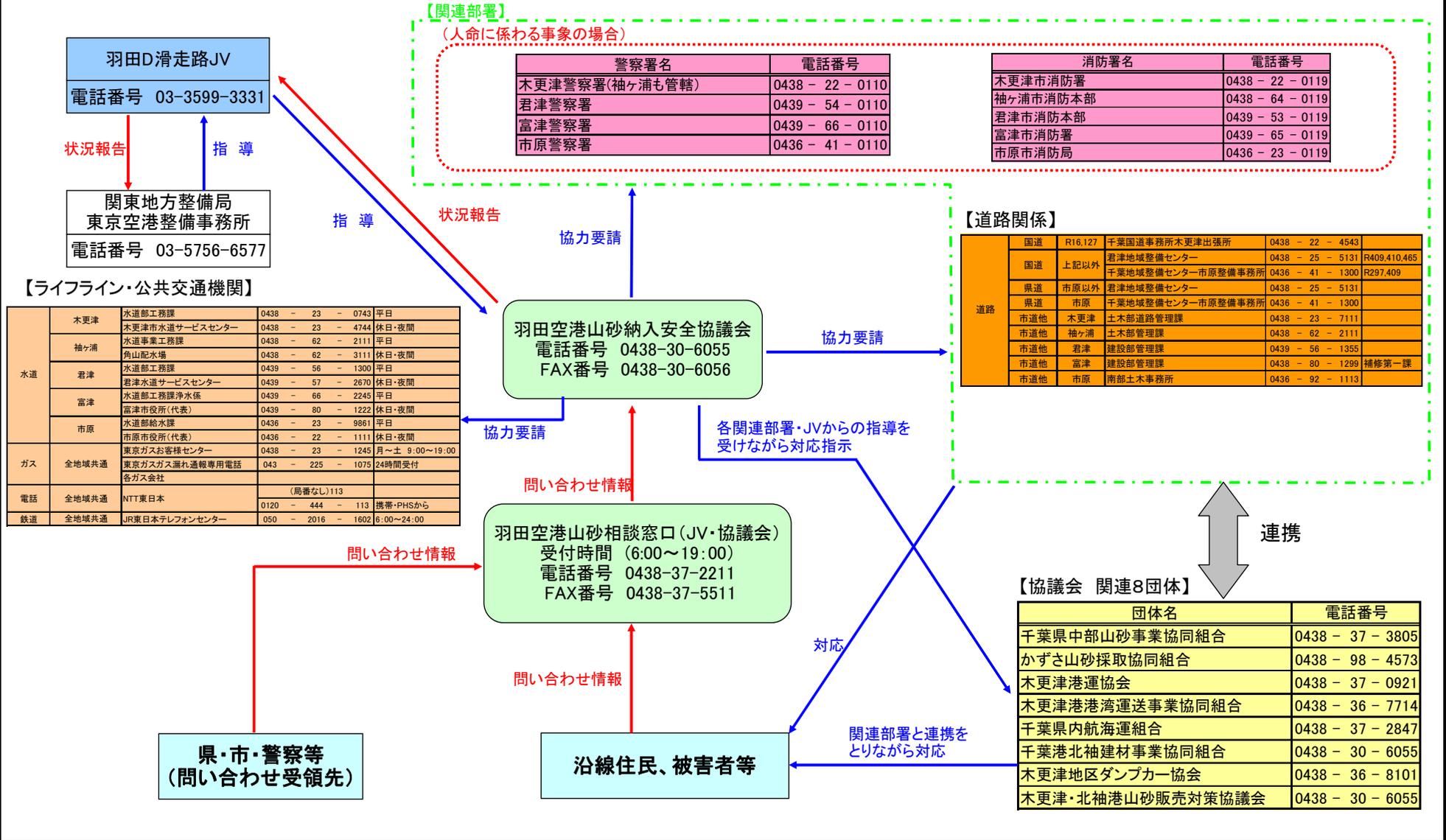
問い合わせ情報の処理結果については、羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会（以下、「連絡会」と言う。）に報告する。なお、問い合わせ情報の内容が重大な場合は、連絡会と協議しその解決に努める。

6. 記録の保存

窓口は、問い合わせの受付状況及び処理結果を記録して、工事期間中はこれを保存する（別紙-2、別紙-3参照）。

緊急時の連絡体制

※緊急性を要する事態(特に人命に係わる事象)の場合は、まず当事者(ダンプ運転手)が第一報として警察署・消防署に連絡することを原則とする。



ダンプカーに関する苦情・要望等受理用紙

受理年月日時	平成 年 月 日()午前・午後 時 分			
事案発生年月日時	平成 年 月 日()午前・午後 時 分ころ			
事案発生場所(目標物等)	木更津 ・ 君津 ・ 富津 ・ 袖ヶ浦 ・ その他			
ダンプカーの特徴等				
登録番号	表示番号	塗色	羽田Dプレート	その他
			有 ・ 無	
件 名				
苦情・要望・その他の内容				
通 報 者	国・県・警察・市・会社・自治会等・通行車両運転者・歩行者・その他			
住 所				
氏 名	男 ・ 女			
電話番号				
受理担当者				
処理の経過				

